

令和3年

第1回市議会臨時会 議案第8号

専決処分の報告について

函館市過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日次のとおり専決したので、議会の承認を求める。

令和3年5月24日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する  
条例の一部を改正する条例

函館市過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成26年函館市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第1項」を「附則第3条の規定による失効前の同法（次条において「旧過疎自立促進法」という。）第2条第1項」に改める。

第2条中「（過疎地域自立促進特別措置法）を「（旧過疎自立促進法）」に、「工業生産等設備であって過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）第1条に規定する特別償却設備である家屋および償却資産ならびに当該家屋の敷地である土地（取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があったものに限る。）（以下これらを「適用資産」という）」を「適用資産（工業生産等設備のうち、旧過疎自立促進法第31条の固定資産税の課税免除に伴う措置が適用される家屋および償却資産ならびに当該家屋の敷地である土地（取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があったものに限る。）をいう。以下同じ」に改める。

附則第5項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（この条例の

失効)」を付し、同項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

6 前項の規定にかかわらず、令和3年3月31日以前に工業生産等設備を新設し、または増設した者で、当該工業生産等設備に係る事業を営んでいるものの適用資産については、この条例の規定は、なおその効力を有する。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第5項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める改正規定は、公布の日から施行する。